

令和5年5月31日  
子ども・若者部  
児童相談所

## 児童相談所第三者評価の受審結果について

### 1 主旨

子どもの権利擁護機関としての児童相談所が「機能しているところ」や「改善すべきところ」を確認し、児童相談所業務の質の確保及び向上を図ることを目的として、令和4年度に第三者評価を受審したため、結果を報告する。

### 2 第三者評価の概要

#### (1) 実施方法

外部委託により実施(一般社団法人日本児童相談業務評価機関(J-Oschis))

#### (2) 評価方法

「児童相談所における第三者評価 ガイドライン(案)」(令和2年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 児童相談所の第三者評価に関する調査研究)(以下「ガイドライン」という。)に基づき、以下の方法により評価を実施。

##### 各所アンケート

- ・ 自己評価アンケート

児童相談所職員それぞれに自己評価を行った上で、所全体のとりまとめ評価を実施。とりまとめ評価を児童相談所としての自己評価の結果とした。

- ・ 子どもアンケート

児童相談所から措置を受けた小学4年生以上の子どもを対象にアンケートを実施。

- ・ おとなアンケート

児童相談所から措置を受けた子ども(全年齢対象)がいる施設、里親及び各子ども家庭支援センターを対象にアンケートを実施。

##### 事前準備資料

事業概要、組織図、研修計画、子どもに対する説明資料(子どもの権利ノート)など、評価に必要なと思われる資料の提出を受け、評価を実施。

##### 実地調査(令和4年11月15日～16日)

- ・ 所長、マネジメント層からの全体説明
- ・ 援助方針会議傍聴
- ・ 個別事例ヒアリング
- ・ 新人職員ヒアリング(配属1～3年目の児童福祉司、児童心理司)
- ・ 新人スーパーバイザーヒアリング(SV経験が短い児童福祉司、児童心理司)
- ・ 施設見学
- ・ フィードバック

##### 報告書の提出

## (3) 評価項目の構成 (ガイドラインより)

| 構成  | 評価項目  |
|---|-------|
| 第 部 子どもの権利擁護と最善の利益の優先<br>- 職員一人ひとりが、子どもが権利の主体であることを意識した対応を行っているか                    | 4 項目  |
| 第 部 児童相談所の組織<br>- 児童相談所の機能を果たすために必要な体制が確保され、組織としての取り組みが行われているか                      | 8 項目  |
| 第 部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理<br>- 虐待から子どもの生命を守ることを第一とした判断・対応が行えているか                 | 20 項目 |
| 第 部 社会的養護で生活する子どもへの支援<br>- 社会的養護で生活する子どもへの支援の質を高め、子どもの権利を擁護しているか                    | 14 項目 |
| 第 部 社会的養育の推進<br>- 家庭養護や養子縁組、家庭支援などの社会的養育を推進するための取り組みが行われているか                        | 5 項目  |
| 第 部 家族とのかかわり・家族への支援<br>- 子どもの権利・最善の利益の擁護のために家庭と向き合っているか<br>家庭に対して必要な支援を行っているか       | 5 項目  |
| 第 部 市区町村や関係機関との連携<br>- 児童相談所の機能を発揮するための連携体制を構築しているか<br>児童相談所の機能・専門性を活かした地域支援を行っているか | 9 項目  |

## (4) 評価基準

ガイドラインの評価基準に従い、各評価項目はS～Cの4段階で評価。

| 評価ランク | 評価基準   |
|-------|--|
| S     | 優れた取り組みが実施されている<br>他児童相談所が参考にできるような取り組みが行われている状態 |
| A     | 適切に実施されている<br>よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態      |
| B     | やや適切さにかける<br>「A」に向けた取り組みの余地がある状態                 |
| C     | 適切ではない、または実施されていない<br>「B」以上の取り組みとなることを期待する状態     |

### 3 受審結果（詳細は別添参照）

各評価項目に基づく評価結果は以下のとおり。

| S | A   | B | C | 計   |
|---|-----|---|---|-----|
| 4 | 5 8 | 3 | 0 | 6 5 |

#### （１）特に評価された点

##### 総評

- ・ 基礎自治体である特別区が設置する児童相談所として、区全体の子ども家庭相談体制を検討した上での役割を意識した取組みが行われているのが、世田谷区児童相談所の特徴。
- ・ 新たに児童相談所をみんなで作り上げようという熱意のもと、試行錯誤を行いながら取り組んでいる様子がかがわれ、良い意味で先例に縛られない自分たちのやり方が構築されつつある。職員同士の風通しが良く、職員が一人で抱え込まずに周りに相談できる雰囲気がある。
- ・ 個々の事例を丁寧に検討し、子どもや保護者の意向も共有され、子どもの権利や虐待被害を受けた子どもの特性などについても考慮された議論が行われている。子どもや保護者の困り感に寄り添い、保護者とも話し合いながら子どもの福祉と権利を保障しようとする姿勢が子ども家庭支援センターと共有された結果、施設や里親に措置される子ども自体が減少し、在宅事例の増加につながっている。

##### 各評価項目においてSとして特に評価された点

- ・ 緊急受理の体制は徹底されており、極めて迅速かつ適切に進められていた。また、通告後の安否確認までのスケジュール管理が徹底されており、かつ、その進行状況が可視化されるなど、全体で確認する仕組みが構築されている。
- ・ 子ども家庭支援センターと共通したアセスメントシートによる主担当の振り分け、受理後の調査状況の月ごとの全体会での報告、一時保護中の子どもの週1回の経過報告会議等、在宅指導中の子どもの3か月に1回の状況確認など、虐待対応はシステマティックに行われている。特に児童虐待の予防に関しては、子ども家庭支援センターとの緊密な連携により、「発生予防」から「早期発見・早期対応」、さらには「保護支援」に至るまでの切れ目のない支援が地域内で完結している状況がかがえた。
- ・ 児童福祉司が地区担当制のため担当が途中で交替することがなく、ケースに寄り添った支援が実現できており、臨機に対応することができている。さらに、根気よく保護者の意向に耳を傾けつつ、「子どもの最善の利益」を考える姿勢は評価できる。
- ・ 児童相談所と子ども家庭支援センターとの情報共有システムが充実していて、互いの動きを常に確認できる状態であることは評価できる。

## (2) 課題とされた点

### 総評

- ・ 児童相談所業務の経験者が少なく、初めて児童相談所に勤務する職員が多い。その結果として、係長（SV）や課長にかかる負担が大きくなっている。
- ・ 子ども家庭支援センターの側からみると、児童相談所に主導的に関与してもらいたい案件について、なかなか対応してくれないという不満を感じることもある様子が見える。他の児童相談所に比べ子ども家庭支援センターとの情報共有がかなりよくできていることからすると、さらに一歩進んで事案の振り分けについて双方の考えのすり合わせがスムーズにいくよう、双方の協力体制の維持が重要。

### 各評価項目においてBとして課題とされた点

- ・ 子どもが権利ノートの説明を誰から受けたかというアンケートの項目で、「施設職員や里親」の割合が高くなっており、あらためて子どもと一緒に権利ノートを読み、社会的養護の元で暮らす子どもの意見表明の重要性について話し合う機会を設けられるとよい。
- ・ 援助方針の策定にあたり、毎回の援助方針会議で行われる一時保護所入所中の子どもについての状況確認や、定期的な在宅支援ケースの見直しがあるなどのチェック機能はあるが、アセスメントや支援計画への反映が十分とはいえない部分が散見された。
- ・ 首都圏全体の課題ではあるが、社会的養護の受け皿が十分ではなく、家庭からの分離が必要な子どもに対して子どもの特性ではなく「空いた施設にお願い」せざるを得ない状況。都区間での広域利用体制となっている事情などもあり簡単ではないが改善の必要はある。

## 4 受審結果を踏まえた今後の取組みについて

第三者評価で特に評価された点は引き続き適切に対応していくとともに、課題とされた点については、今後改善に向けて取り組むものとする。

### (1) 児童相談所職員の更なる専門性向上及び業務効率化について

職員の経験不足やアセスメント力の向上に向けた対策として、引き続き、計画的な人材育成研修を実施していくことなどに加えて、今後は、判断の質の向上及び判断に要する時間の短縮に資するためのAIを活用したリスクアセスメントの導入について検討していく。

併せて、職員の業務負担を軽減するため、子どもや保護者との面接時や、関係機関への訪問先で迅速かつ効率的に経過記録を作成できるよう、訪問時にはタブレット端末の導入を検討するなど、業務の一部ICT化をとおして、業務効率化に向けた取組みを推進する。

### (2) 子ども家庭支援センターとの更なる連携について

引き続き、合同会議など既存の会議体を活用しながら相互理解を深めていくほか、今後、児童相談所職員と子ども家庭支援センター職員間の交換研修により、それぞれの視点に基づいたケースワークを実際に経験するなど、さらに両者の相互理解を深める取組みについて検討する。

(3) 子どもの権利に対する認識の向上について

子どもの権利擁護にかかる周知については、社会的養護の元で暮らす子どもに対し、措置入所等の際に子どもの権利ノートを年齢や発達状況に応じて丁寧に説明を行うほか、施設訪問時に定期的に再周知を図ることを徹底する。

併せて、現在世田谷区児童福祉審議会臨時部会で議論されている「児童相談所が関わる子どもの権利擁護に関する検討」の結果を踏まえ、児童相談所職員一人ひとりが制度的アドボカシー（ ）としての役割をさらに発揮できるよう、取組みを進める。

制度的アドボカシーとは、児童相談所職員、里親・施設職員、教員等の、行政サービスとして子どもを支援する専門性を有する職員等によるアドボカシー。(国調査研究報告書より)

(4) 社会的養護の受け皿の拡充について

社会的養護の受け皿の拡充に向けては、フォスターリング業務の包括的な委託をとおし、里親登録の更なる増加に向けて取り組むほか、ケアニーズの高い子どもについては、都外施設等も含め幅広く子どもの特性に対応できる施設を探しながら対応していく。また、施設が受け入れられるために必要な支援方策を都や他の児童相談所設置区とも連携して検討するなど、必要な取組みを進める。

5 次回の受審予定について

次回は国のガイドラインの考え方を踏まえ、令和7年度を目途に児童相談所第三者評価を受審することとする。

第三者評価は、「評価の実施」「改善の取り組み」「改善した結果についての確認・評価」というプロセスが必要となり、改善の取り組みとその効果が確認できる状況になるまでには一定の期間を要することから、3年に1回のサイクルでの定期的な実施が望ましいと考えられる。(ガイドラインより)

6 今後のスケジュール(予定)

|        |                            |
|--------|----------------------------|
| 令和5年6月 | 区ホームページでの公表<br>児童福祉審議会への報告 |
| 令和5年度中 | 受審結果から得られた改善点に係る取組み検討・実施   |
| 令和6年度中 | 改善した結果についての確認・評価           |
| 令和7年度中 | 児童相談所第三者評価受審               |



世田谷区児童相談所長 様

# 世田谷区児童相談所の第三者評価 報告書

(令和4年度3月)

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

**J-Oschis**  
日本児童相談業務評価機関

# 一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

## 児童相談所第三者評価の実施方法

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関は以下の方法で世田谷区児童相談所第三者評価を実施した。

### ●評価の方法

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社「児童相談所における第三者評価 ガイドライン(案)」(令和2年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 児童相談所の第三者評価に関する調査研究)(以下ガイドライン)により、次の方法で実施した。

#### 1 各所アンケート

##### ・ 自己評価アンケート

65 項目について、児童相談所職員それぞれに自己評価を行ったうえで所全体のとりまとめ評価を実施し、とりまとめ評価を所としての自己評価の結果とした。職員それぞれの評価ととりまとめ評価を評価員が送付を受けた。

##### ・ こどもアンケート

当該児童相談所から措置を受けた小学4年生以上のこどもを対象に、施設措置中のこども、里親委託中のこども、在宅指導中のこども(児童福祉司指導は全対象、その他についてはアンケート実施期間中に面会のあったケース対象)に対してアンケートを実施した。各回答を集計し、結果を評価者が送付を受けた。

##### ・ おとなアンケート

当該児童相談所から措置を受けたこども(全年齢対象)がいる施設、里親、また管轄市区町村を対象にアンケートを配布し、集計結果を評価者が送付を受けた。

#### 2 事前準備資料

評価に必要なと思われる次の資料を施設から徴し、評価者が精査した。

事業概要、組織図、研修計画、子どもに対する説明資料(権利ノート等) 等

#### 3 実地調査

- (1) 所長・マネジメント層からの全体説明
- (2) 援助方針会議傍聴
- (3) 個別事例ヒアリング
- (4) 新人職員ヒアリング(1~3年目の児童福祉司・児童心理司を各1名以上含む、計3名)
- (5) 新人スーパーバイザーヒアリング(SV 経験の短い児童福祉司・児童心理司を各1名以上含む、計3名)
- (6) 施設見学
- (7) フィードバック



## 4 報告書の提出

### ●評価項目の評価

ガイドラインの評価基準に従い、各評価項目は、S～C の4段階で評価した。

評価ランクの考え方

| 評価ランク | 評価基準   |
|-------|--|
| S     | 優れた取り組みが実施されている<br>他児童相談所が参考にできるような取り組みが行われている状態 |
| A     | 適切に実施されている<br>よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態      |
| B     | やや適切さにかける<br>「A」に向けた取り組みの余地がある状態                 |
| C     | 適切ではない、または実施されていない<br>「B」以上の取り組みとなることを期待する状態     |

## — 目次 —

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| 児童相談所第三者評価の実施方法.....              | 1  |
| 目次 .....                          | 3  |
| <b>総評</b>                         |    |
| 総評.....                           | 5  |
| 第Ⅰ部 子どもの権利擁護と最善の利益の優先.....        | 8  |
| 第Ⅱ部 児童相談所の組織.....                 | 9  |
| 第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理..... | 11 |
| 第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援.....        | 13 |
| 第Ⅴ部 社会的養育の推進.....                 | 15 |
| 第Ⅵ部 家族とのかかわり・家族への支援.....          | 16 |
| 第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携.....            | 17 |

## 総評

(2022年11月15日(火)~16日(水) 実地調査実施分)

## 総 評

基礎自治体である特別区が設置する児童相談所として、世田谷区全体の子ども家庭相談体制を検討したうえでの役割を意識した取り組みを行っているのが、世田谷区児童相談所の特徴だと思います。

また組織や業務遂行の方法、個別事例の対応など、新たに児童相談所をみんなで作り上げようという熱意のもと、試行錯誤を行いながら取り組まれている様子が伺われました。良い意味で先例に縛られない自分たちのやり方が構築されつつあります。職員同士の風通しもよく、職員が一人で抱え込まずに周りに相談できる雰囲気があります。

反面、児童相談所業務の経験者が少なく、初めて児童相談所に勤務する職員が多いため職員育成が課題です。その結果、係長や課長にかかる負担が大きくなっているように思われます。本来であれば5年以上の経験がある中堅の職員が現場での対応の中心となり、若手も中堅職員から直接指導を受けることによって実践力を身に付けていくべきですが、中堅職員が少ないため、OJT が十分に行えないまま若手職員が現場対応をしなければならない状況になっています。

それを補うために職員研修は数多く計画され、また児童精神科医等の医師や弁護士など多くの専門家を嘱託職員等として配置することで、児童相談所の専門性確保を図る努力はされているようです。

援助方針会議等で個々の事例をていねいに検討され、そこでは子どもや保護者の意向も共有され、さらに子どもの権利や虐待等被害を受けた子どもの行動特性などについても考慮された議論が行われていました。できるだけ子どもや保護者の困り感に寄り添い、保護者とも話し合いながら子どもの福祉と権利を保障しようという姿勢が子ども家庭支援センターとも共有された結果、施設や里親に措置される児童自体が減少し、在宅支援事例の増加につながっています。

ただ5カ所の子ども家庭支援センターとの連携については児童相談所設置前から検討され、共通のアセスメントシートを使ったり、月1回の合同会議等で意思疎通を図るなどされていますが、アンケート結果では両者の連携については課題が感じられました。特に子ども家庭支援センターの側からみると、児童相談所に主導的に関与してもらいたい案件について、なかなか対応してくれないという不満を感じることもあるようです。他の児童相談所に比べ子ども家庭支援センターとの情報共有がかなりよくできていることからすると、さらに一歩進んで事案の振り分けについても双方の考えのすり合わせがスムーズにいこう、双方の協力体制の維持が重要と考えます。

また首都圏全体の課題ではありますが、社会的養護施設の入所枠に余裕がないため施設措置が広域になり、保護者の面会だけでなく職員の面会にも支障が出ていることが伺われました。それでも多くの入所・委託児童に月1回は面接しようと努力されている様子は、大切な取り組みだと思います。

| 取組み主体 | 課題、取組むべき事項、具体的な取組み内容の提案 等  |
|-------|--|
| 職員    | <p>新しい児童相談所を作ろうという意欲と、職員全体が上司や同僚と話し合いながら業務を進めることからくる安心感を持たれているように思われます。また、子どもや保護者への支援に熱心に取り組まれている様子もうかがわれました。</p> <p>ただ職員自身も自覚されているように、経験不足や個々の職員の専門スキルの向上が課題だと思われます。切迫した事例対応と資質向上のための研修受講のジレンマはあると思いますが、業務をカバーしあって研修の機会を活用していただきたいと思えます。</p> <p>また子どもの人権、特に意見表明権に対する認識をさらに高める必要があると思えます。</p>  |
| 児童相談所 | <p>子どもや保護者と協働しながら、子どもの権利や良好な親子関係を目指している取組みは評価します。特に管内の地区ごとに職員配置されていて、細やかな対応が可能になっています。</p> <p>ただ、特に設置後 3 年で職員の経験年数も短い者が多い状況です。そのため、比較的容易なケースに対しては対応が可能ですが、保護者対応や複雑な背景を抱える事例、支援内容の選択肢が複雑な事例等に関しては適切な SV の支援が必要になっています。現在の職員配置では指導する職員の数が十分とはいえず、ケースの進行と職員の育成を並行して行うには多少の無理を感じます。開設初期には必然のこととは思いますが、指導的職員の負担増にならないよう、かつ新人職員が燃え尽きないように配慮した対応が必要と感じます。OJT のさらなる充実が必要でしょう。</p> <p>また 5 か所の子ども家庭支援センターとの連携についても全体的には良い関係のようですが、アンケートでは個々の事例では齟齬もあるようで、さらなる取組みが必要だと思われます。</p> |

|       |  |
|-------|--|
| 設置自治体 | <p>単に特別区で児童相談所を設置するのではなく、区全体の子ども家庭支援制度全体のシステムの中での児童相談所設置を考えられた点は重要だと思います。また基礎自治体が設置主体であり、関係機関との連携もスムーズに機能する点などはメリットといえます。さらに児童相談所設置自治体として、種々の権限が付与されたことに伴い独自に活動できる幅が広がったことは、今後有用に作用すると思われます。</p> <p>ただ設置に伴い採用された福祉専門職や心理士が今後働き続けるためには、職員モチベーション維持はもちろん、離職や転職を抑え、有能な職員の育成に向けたそれぞれのキャリアパス(例えば、“心理士の課長ポストを複数用意する”、“児童心理司として経験を深め広げるために管理的業務や他分野の業務などを経験し、また児童心理司業務へ戻ってくる道を明示する”など)の提示が必要だと思います。また弁護士への相談も多いようですので、弁護士の勤務時間を増やすことなどについても検討されてはいかがでしょうか。</p> <p>さらに管内には児童養護施設をはじめとする入所型の施設が少なく、必要な時に利用できない状況にあることは、子どもへのタイムリーな支援を損なうことも想定されます。これは首都圏全体の課題ですが、適切な施設活用を行うために出来るだけ身近な場所での入所調整が求められます。また里親の充実など、管内での社会的養護に向けた受け入れ資源の拡充についても検討が必要と思われます。</p> |
| 国     | <p>世田谷区では児童福祉司の配置は国基準を大幅に上回っており、それが質の高い支援や担当件数の軽減にもつながっています。国としても児童福祉司の配置基準をさらに向上することが必要ではないでしょうか。</p> <p>同時に、世田谷区は地域支援を担当する子ども家庭支援センターの職員も市区町村子ども家庭総合支援拠点の配置基準を満たしていました。全国的にも子ども家庭総合支援拠点の整備に伴い市区町村の子ども家庭支援にあたる職員数も増加していますが、市町村職員数のさらなる充実を制度化することが求められていると思われます。</p> <p>また当該児童相談所の先駆的な取り組みが他の自治体でも実施できるようにするため、自治体の特性に合った国の支援措置等の導入を行うことが必要と考えます。</p>  |

## 第 I 部 子どもの権利擁護と最善の利益の優先

— 職員一人ひとりが、子どもが権利の主体であることを意識した対応を行っているか

| 総 評  |  |
|--|--|
| 現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等  |  |
| <p>子どもの意見表明の仕組みが整備されており、「せたがやホッと子どもサポート」（せたホッと）の周知が積極的に行われています。また施設入所・里親委託中の子どもへの面会頻度も高く、子ども達のアンケートでも90%以上「名前が分かる」または「(名前は覚えていないが)顔が分かる」と回答があり、さらに同じく90%以上の子どもが「過去半年以内に会った」「話を聞いてくれた」と答えるなど、適切な支援が行われていることが伺えました。また、アンケートによると「児童相談所や施設・里親さん以外に相談できる人がいる」のは里親委託で60%、施設入所で約54%でした。他児相と比べると平均的な数値ではあるものの、他方で里親委託は4割、施設入所は半数に近い子どもがその状況にないことを鑑みると、児童相談所職員が子ども達と頻りに面会することは、子ども達と児童相談所職員が信頼関係を構築する上で重要であると思います。</p> <p>また子どもとの面接の場面では、子どもの意向をよく確認しています。子どもの希望が児相の援助方針とは異なる場合でも、ただ子どもを説得してあきらめさせるのではなく、子ども自身が自分の希望をそのまま実現するのは難しいことを理解するよう丁寧に説明をしていることがうかがわれました。</p> <p>さらに、保護者と児童相談所の援助方針が対立する場合に児童福祉審議会措置部会が利用されており、より専門的客観的な意見に基づく援助が可能となっています。</p> <p>ただしアンケートによると子どもが権利ノートの説明を誰から受けたかという項目で、施設では「施設職員や里親」の割合が高くなっています。都児相時代に入所した子どもも多いとは思いますが、世田谷区児相になって3年目で子どもとの面接の機会は十分確保されていると考えられますので、あらためて子どもと一緒に権利ノートを読み、社会的養護の元で暮らす子どもの意見表明の重要性について話し合う機会を設けられるとよいと思われます。施設での生活だから制約があるのは仕方がない、子どもは大人が一方的に守ってあげる存在であって大人が考えてあげればよいとするのではなく、子どももきちんとした人格を持ち、現在置かれている状況について子どもなりの考えを持っていることを児童相談所職員全体で共有していくことが大切であると考えます。</p> |  |

### <各評価項目の評価>

| 項目   | 評価項目                            | 評価結果 |
|------|---------------------------------|------|
| No.1 | 子どもへの向き合い方は適切であるか               | A    |
| No.2 | 子どもの権利が守られるための説明や支援等を適切に行っているか  | B    |
| No.3 | 適切な場面において、子どもに対する説明と意見聴取を行っているか | A    |
| No.4 | 子どもの意見や意向を尊重する対応を行っているか         | A    |

## 第Ⅱ部 児童相談所の組織

— 児童相談所の機能を果たすために必要な体制が確保され、組織としての取組みが行われているか

| 総 評  |
|--|
| 現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等  |
| <p>児童福祉司を業務別ではなく地区担当で分けていることが、世田谷区児童相談所の特徴です。その結果、虐待情報受理から施設入所後のケア、在宅支援まで一貫した対応になっています。ただしこの組織編成は地域の関係機関とのつながりを強めるメリットはありますが、職員一人当たりの担当ケース数が多いと緊急対応に追われ、施設入所・里親委託中の子どもへの面会が減少する可能性もあることへの留意が必要でしょう。これを補うために地区担当を持たないフリーの職員を配置しているシステムはいいアイデアであると思いますが、結果的にフリーの職員も担当を持っておりせっかくの意図が生かされていない現状は、新設児相の抱える構造的課題かもしれません。</p> <p>他方で、児童精神科医や弁護士等専門職を積極的に活用し援助方針会議にも参加していることは、職員の資質向上に寄与していると思われます。その結果、子どもや保護者の言動の背景にまで検討したアセスメントが行われ、子どもや保護者に寄り添った対応が行われていました。援助方針会議に医師や弁護士の参加する必要性を考える全国モデルとしても評価されます。</p> <p>さらに若手職員の経験値不足を補うため、全員が一時保護ケースの援助方針会議に出席していることは学びの場としても効果があると考えられます。加えて、この会議に医師や弁護士が参加しコンサルテーションを行っていることも、職員の専門性向上に役立っていると思いました。</p> <p>また子ども家庭支援センターと同じアセスメントシートを使用して対応の主担当を決定し、振り分けの結果児童相談所が担当する数は少ないものの、危険性が高いケースや丁寧な対応が必要なケースを担当するなどの役割分担が機能していました。児童福祉司が厚生労働省の基準より多く配置されていることもあり、一人当たりの分担は 30 ケース前後と全国平均よりかなり少ない状態です。アンケートでは子ども家庭支援センターが不満を持っている部分もあるようですが、世田谷区全体ではうまく役割分担ができています。都道府県における市町村や政令市における区役所の子ども家庭支援部門の充実の重要性が改めて注目されます。</p> <p>さらに子ども家庭支援センター（子ども家庭総合支援拠点）との役割分担により、児童相談所は高リスクの虐待ケースを担当する割合が高く職員のストレスは大きいと考えられますが、支援調整担当班のバックアップやトラウマインフォームドケアに基づく『安全で健康な組織づくり』を目標として、職員を孤立させない安全な体制づくりをめざしています。今後もでき得る限り残業時間の軽減、有給休暇の取得を目指してください。</p> <p>なお世田谷区全体として子育て支援に力を入れ、さまざまな先進的な取組みを行っており、要保護児童対策だけでない基礎自治体としての子育て支援の取組みは全国のモデルと考えられます。</p> |



<各評価項目の評価>

| 項目    | 評価項目   | 評価結果 |
|-------|--|------|
| No.5  | 児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されているか             | A    |
| No.6  | 組織的な判断や対応が行える組織運営・体制となっているか                      | A    |
| No.7  | 職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいるか                       | A    |
| No.8  | 児童相談所の業務の質の向上、効率化のための取り組みを実施しているか                | A    |
| No.9  | 児童福祉司等の職員に必要な専門性が確保されるための取り組みを行っているか             | A    |
| No.10 | 情報の取り扱いが適切に行われているか                               | A    |
| No.11 | 児童記録票等、必要な記録が適切に作成・管理されているか                      | A    |
| No.12 | 児童虐待や児童相談所の業務に関する地域の知識や理解を高めるための広報活動を計画的に実施しているか | A    |

### 第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理

#### 一 虐待から子どもの生命を守ることを第一とした判断・対応が行えているか

| 総 評   |
|---|
| 現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等   |
| <p>緊急受理の体制は徹底されており、極めて迅速かつ適切に進められていた点は大いに評価できます。また、虐待通告のケースについては通告後の安否確認までのスケジュール管理が徹底されており、かつその進行状況も可視化されるなど、全体で確認する仕組みが構築されている点は評価できます。</p> <p>また子ども家庭支援センターと共通したアセスメントシートによる主担当の振り分け、随時開かれる緊急受理会議、受理後の調査状況の月ごとの全体会での報告、一時保護中の子どもの週 1 回の経過報告会議等、在宅指導中の子どもの 3 か月に 1 回の状況確認など、虐待対応はシステムティックに行われています。特に児童虐待の予防に関しては、子ども家庭支援センターとの緊密な連携により、「発生予防」から「早期発見・早期対応」、さらには「保護支援」に至るまでの切れ目のない支援が地域内で完結している状況がうかがえます。</p> <p>さらに係ごとに行われる援助方針会議では、職員がケース対応での方針を決定するために任意の時期に提出できますが、児童福祉司指導中の事例は 2 か月に 1 回は提出することが義務づけられており、担当者が気付かない部分の指摘が得られる仕組みでした。また援助方針会議では 1 つの事例に担当福祉司、担当心理司、保護されていれば一時保護所職員が状況を説明し、現状だけではなく背景となった子どもの成育歴や発達課題を踏まえて支援方法が検討されていたのが特徴的です。なお児童福祉司指導事例については、最低 3 か月に 1 回係内での全数進行管理会議で状況の確認が行われ、放置を防ぐ仕組みになっていました。</p> <p>軽微なケースは子ども家庭支援センターが担当することが制度化されているため、児童相談所は危険度の高いケースや困難事例、施設入所・里親委託中の子どもへの対応に集中できます。これが可能なのは基礎自治体として児童相談所を設置し、区全体の対応システムを検討した結果だと思われます。</p> <p>しかし、今後親権者の同意を得られない事例は、一時保護開始後 7 日以内の裁判所承認が必要になります。地区担当制と迅速な対応の両立については、工夫が必要ではないかと思われます。</p> <p>また援助方針の策定にあたっては、例えば毎回の援助方針会議で行われる一時保護所入所中の子どもについての状況確認や、定期的な在宅支援ケースの見直しがあるなどのチェック機能がありましたが、アセスメントや支援計画への反映が十分とはいえない部分が散見されました。今後の経験の蓄積等で大きく改善されるものと期待しています。</p> <p>特定妊婦については、妊娠期から安全な出産まで子ども家庭支援センターが慎重にサポートし、出産後子どもへの支援が必要な場合には速やかに児童相談所にバトンをつなぎ、両機関が個別協議や情報の共有を図り、協働して母子の健康と安全を切れ目なく支援していく取り組みは評価できます。</p> |

<各評価項目の評価>

| 項目    | 評価項目   | 評価結果 |
|-------|--|------|
| No.13 | 相談・通告の受付体制が確保されているか                            | A    |
| No.14 | 相談・通告のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ的確に行っているか          | A    |
| No.15 | 受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか                  | A    |
| No.16 | 受理したケースに応じ、必要な確認・手続き等を行っているか                   | A    |
| No.17 | 子どもの生命を最優先した、安全確認・安全確保が行われているか                 | A    |
| No.18 | 一時保護の要否について適切な判断及び迅速な対応が行えているか                 | A    |
| No.19 | 安全確認・安全確保に関する調査の記録等が適切に作成・保管されているか             | A    |
| No.20 | アセスメントに必要な調査が行えているか                            | A    |
| No.21 | アセスメントが適切に行われているか                              | S    |
| No.22 | 特にリスクの高いケースについて、必要十分な調査及びアセスメントが行われているか        | A    |
| No.23 | 援助方針会議が、適切な頻度・タイミング、体制で開催されているか                | A    |
| No.24 | 援助方針の決定に関する判断が適切に行われているか                       | A    |
| No.25 | 援助方針の内容は適切か                                    | A    |
| No.26 | 市区町村がかかわるケースについて、援助方針に関する市区町村への説明や意見反映等を行っているか | B    |
| No.27 | 在宅指導中の子どもに対する支援は適切に行われているか                     | A    |
| No.28 | 指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われているか             | A    |
| No.29 | 指導や措置を行っているケースについて、市区町村に対する情報共有を適切に行っているか      | S    |
| No.30 | 児童相談所の変更に関し、十分な検討が行われているか                      | A    |
| No.31 | 「情報提供」または「ケース移管」を行う児童相談所における手続きが適切に行われているか     | A    |
| No.32 | 「情報提供」または「ケース移管」を受ける児童相談所における手続きが適切に行われているか    | A    |

#### 第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援

— 社会的養護で生活する子どもへの支援の質を高め、子どもの権利を擁護しているか

| 総 評   |
|---|
| 現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等   |
| <p>一時保護中のケースに対しては援助方針会議で優先的に取り扱い、保護期間の長期化を招かないように配慮されています。また一時保護所の生活のしおりは図解を多く取り入れ、子どもが理解しやすいように配慮されていることは評価できます。</p> <p>さらに世田谷区児相開設前から措置されている子どもを含め、施設入所・里親委託されている子どもへの面会を最低2月に1回は実施しており、子どもの話もよく聞いていることは子どもへのアンケートでも示されています。特に新しく担当になった職員は子どもの権利ノートの担当者欄の書き換えを行うなど、関係作りを積極的に行っています。ただ回数にこだわるのではなく、内容についても十分吟味されたものになるよう期待します。それにより子どもの安心と他者に対する信頼の回復につながることを期待できるので、忙しい中で大変だと思いますが今後も継続していただきたいと思います。</p> <p>また児童相談所の設置をきっかけに里親リクルートは区の事業として位置づけられ、民間への業務委託によりweb活用された広報が充実したことで、住民にはより身近に感じられたようです。その結果、里親登録する方も増えており、特にフォスタリング機関の事務局が児童相談所内に置かれている結果、連携が適切になされています。今後は里親委託が増えることが期待されます。</p> <p>さらに里親委託や施設入所措置解除後も、児童福祉司指導措置を継続して段階的に児童相談所の介入を減らし子ども家庭支援センターにつなげることで、無理のない家庭復帰を可能としています。</p> <p>ただし首都圏全体の課題ですが、社会的養護の受け皿が十分ではなく、家庭からの分離が必要な子どもに対して子どもの特性ではなく「空いた施設にお願い」せざるを得ない状況です。特別区の場合、都区間での広域利用体制となっている事情などもあり、簡単ではありませんが改善が必要という意味でNo.33の項目はB評価とします。</p> <p>また施設で子どもとともに作成するはずの自立支援計画も施設に委ねるところが多く、子どもの意向が十分反映されているか疑問です。今後は、例えば面会の際にその自立支援計画書を子どもに見せ、施設担当者と三者で今後の施設や児童相談所の支援について話し合うようにすると、子どもの納得が得られた支援を行うことが可能になると考えられます。</p> |

<各評価項目の評価>

| 項目    | 評価項目  | 評価結果 |
|-------|---|------|
| No.33 | 社会的養護を必要とする子どもの援助方針の決定に関する判断・調整は適切に行われているか                      | B    |
| No.34 | 里親委託・入所措置等による援助を開始するにあたり、援助者と十分な協議を行っているか                       | A    |
| No.35 | 措置開始や措置変更等による援助内容の変更の際には、子どもの負担が少なくなるよう配慮した対応を行っているか            | A    |
| No.36 | 里親や施設等が行う援助内容等に関して必要な確認・助言・支援等を行っているか<br>(指導委託・あっせん・里親委託・入所措置等) | A    |
| No.37 | 援助方針の見直しが適切に行われているか   | A    |
| No.38 | 自立支援計画の見直しが適切に行われるよう、施設等との連携を密に行っているか                           | A    |
| No.39 | 面会・通信制限や接近禁止命令は、適切な判断・手続きのもとで行われているか                            | A    |
| No.40 | 里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事案が発生した場合に、適切に対応しているか                | A    |
| No.41 | 一時帰宅における対応が適切に行われているか   | A    |
| No.42 | 措置や指導等の終結の判断が、慎重かつ適切に行われているか                                    | A    |
| No.43 | 措置の解除後の援助について、十分に協議・調整をしているか                                    | A    |
| No.44 | 入所措置や一時保護の解除時及び解除後の子ども等に対する支援は適切に行われているか                        | A    |
| No.45 | 子どもの状況に応じ、児童自立生活援助につなげ、必要な支援等を行っているか                            | A    |
| No.46 | 18歳を超えても、必要なケースについて支援を行なっているか                                   | A    |

## 第V部 社会的養育の推進

- 家庭養護や養子縁組、家庭支援などの社会的養育を推進するための取り組みが行えているか

| 総 評  |
|--|
| 現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等  |
| <p>特別区に児童相談所が設置されたことで「世田谷区の子ども」を受け入れる里親になろうという機運が高まっているようで、これも基礎自治体で児童相談所を設置するメリットと思われます。またフォスティング機関と児童相談所との役割分担の見直しも予定されており、今後の里親登録の増加が期待されますが、次年度以降も児童相談所が里親支援業務に主体的に関わるようにしてください。</p> <p>さらに里親の啓発に関しては、時代に合わせて複数の媒体を用いて幅広い年代への働きかけを行い、近隣地域での家庭養育の推進に努めています。今後も、家庭養育の推進に向けた取り組みの充実を期待しています。</p> <p>ただし首都圏全体の課題として社会的養護の受け皿が不足しており、主に都内ではありますが管轄外の施設への措置は続いています。また、養育里親の登録数は徐々に増えているようですが専門里親が1家庭のみであるため、今後普及啓発に力を入れ、専門性の高い、力のある里親の登録数増加を目指していただきたいと思います。</p> |

### <各評価項目の評価>

| 項目    | 評価項目                                   | 評価結果 |
|-------|--|------|
| No.47 | 家庭養護を推進するためのフォスティング業務の実施体制の構築に取り組んでいるか | A    |
| No.48 | 里親希望者に対する調査・認定等を適切に行っているか              | A    |
| No.49 | 養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われているか      | A    |
| No.50 | 養子縁組成立後も必要な支援等を行っているか                  | A    |
| No.51 | 民間あっせん機関による養子縁組に対して、必要な支援を行っているか       | A    |

## 第Ⅵ部 家族とのかかわり・家族への支援

- 子どもの権利・最善の利益の擁護のために家庭と向き合っているか  
 家族に対して必要な支援が行えているか

| 総 評   |
|---|
| 現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等   |
| <p>子どもも保護者も尊重する姿勢が根付いています。個別性・エンパワメントを重視したアセスメントや支援がなされており、結果的に児童福祉法第 28 条の裁判所承認による施設入所や、同第 33 条の親権者の意に反した一時保護 2 か月延長の申立てが少ないことに成果が表れているようです。</p> <p>また児童福祉司が地区担当制のため担当が途中で交替することがなく、ケースに寄り添った支援が実現しており、臨機に対応することができています。さらに根気よく保護者の意向に耳を傾けつつ、「子どもの最善の利益」を考える姿勢は評価できます。また在宅指導での親子関係の修復に PCIT（親子相互交流療法）や親子グループ活動による援助がなされており、在宅においても適切な援助がされていることは重要だと思います。</p> <p>しかし、保護者の置かれている状況を客観的にとらえ、専門的な立場としての対応についてはまだ十分とはいえない部分がありますので、今後の研鑽を期待しています。</p> <p>一方で、在宅支援や地域での支援については子ども家庭支援センターが担当することが多いので、支援計画を綿密に立てて相互の連携を強化することで、これからも切れ目のない一貫した支援が期待できます。今後は子ども家庭支援センターにおいても、医師や児童心理司等を交えたチームアプローチで子どもや家族を深く理解することも必要と思われます。</p> |

### <各評価項目の評価>

| 項目    | 評価項目                                  | 評価結果 |
|-------|---------------------------------------|------|
| No.52 | 保護者への向き合い方は適切であるか                     | A    |
| No.53 | 適切な場面において、保護者に対する説明と意見聴取を行っているか       | A    |
| No.54 | 保護者の理解・同意を得られるよう努めているか                | A    |
| No.55 | 保護者への在宅指導は、計画に基づき適切に行われているか           | A    |
| No.56 | 親子分離中の保護者に対し、親子再構築に向けた適切な指導・支援を行っているか | S    |

#### 第Ⅳ部 市区町村や関係機関との連携

- 児童相談所の機能を発揮するための連携体制を構築しているか  
児童相談所の機能・専門性を活かした地域支援を行っているか

| 総 評  |  |
|--|--|
| 現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等  |  |
| <p>基礎自治体の児童相談所として、地域に根差したワンストップセンター的役割を有していることが利用者視点から見て安心できる存在だと思います。特に地域の子ども家庭支援センターとは、各所と月 1 回、進行会議が開かれるなど文字通り情報を共有し、迅速な対応が可能である点は評価できます。また児童相談所と子ども家庭支援センターとの情報共有システムが充実していて、互いの動きを常に確認できる状態であるのはとても評価できます。「主管機関（相手）がやっているはず」ではなく、みんなでケースを担当しているという意識が大事です。</p> <p>さらに児童福祉審議会の各部会に著名な専門家を据え、極めて専門性の高い審査や意見を頂ける体制となっている点は評価できます。法令等で定められた審議事項以外の事例についても積極的に審議会から意見を聴くことで、今後、複雑・多岐にわたる事例に対してのコンサルテーション機能に期待が持てます。</p> <p>ただ新型コロナウイルスの流行のため、令和 3 年度は要保護児童対策地域協議会が書面開催となっていますが、地域との連携のためには各関係機関が「顔の見える」関係になることが必要です。保育所、学校、地元の医療機関、学童保育、警察等が日ごろから交流していることで、具体的なケースが持ち上がった時、すぐに連携をとることができます。今まで以上に関係機関が一堂に会する場面が必要と思われます。</p> |  |

#### <各評価項目の評価>

| 項目    | 評価項目                                    | 評価結果 |
|-------|---|------|
| No.57 | 関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか              | A    |
| No.58 | 児童相談所と市区町村との連携強化を図るための取り組みをしているか        | S    |
| No.59 | 市区町村からの相談等について、迅速かつ適切に対応しているか           | A    |
| No.60 | 市区町村が行う相談対応・調査・指導に対し、必要な支援等を行っているか      | A    |
| No.61 | 要対協の運営において、児童相談所として求められる役割・機能を果たしているか   | A    |
| No.62 | 市区町村の子ども家庭相談等を行う職員の資質向上に関する取り組みを実施しているか | A    |
| No.63 | 児童福祉審議会からの意見聴取を必要とするケースについて、意見を聴いているか   | A    |
| No.64 | 児童福祉審議会に対して必要な報告を行っているか                 | A    |
| No.65 | 家庭や地域に対する援助活動や児童相談所が実施すべき事業等が適切に行われているか | A    |